

令和5年度 前橋市エアコンLED省エネ特例補助金交付要項

令和5年5月15日から適用

取扱担当課 前橋市役所産業政策課（6階） 電話 027-898-6983（直通） 027-224-1111（内線4215） 電子メールアドレス eco_kougyou@city.maebashi.gunma.jp
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市内で事業活動を営む個人事業主、中小企業者等が市内事業所に設置された既存設備をエネルギー消費効率等の優れた省エネルギー設備に更新することにより、エネルギー使用量の削減を推進し、経営力及び競争力を高めることで、地域産業の持続的発展に資することを目的とする。
内容	補助事業者 次のいずれにも該当するものとします。 1 市内で1年以上継続して業を営んでいる個人事業主及び中小企業者等(企業体の定義については別表1参照)であること。 2 自己又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者のいずれにも該当しないもの 3 市税を完納しているもの ただし、次に該当する事業者を除きます。 (1) 営む事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの (2) 宗教上の組織又は団体、政治団体 (3) 本補助金の目的に照らし適当でないと市長が認める事業者
交付の対象となる事業及び経費	1 対象事業 市内事業所、工場、店舗等（以下「事業所等」という）の業務用空調設備、照明設備を更新する事業であって、次のいずれにも該当するものとします。 (1) 事業者が自ら所有する既存設備の更新により設置する設備であって、既存設備より消費電力等消費エネルギーが削減される設備導入事業。※専ら事業の用に供するものに限る。 (2) 補助対象設備が1点10万円以上の事業。ただし、照明設備については一式で10万円以上の事業とする。 (3) 令和6年2月29日までに完了し、報告を行うことができる事業 (4) 補助対象経費について他の補助を受けない事業 (5) 省エネルギー設備の設置を行う物件は、住居ではなく

		<p>専ら事業の用に供するものに限る。</p> <p>(6) 販売や賃貸を目的とするものでない事業</p> <p>2 対象経費</p> <p>(1) 設備費 事業の実施に必要な物品の購入に必要な経費</p> <p>(2) 工事費 補助金の交付対象となる事業の実施に不可欠な工事にかかる経費</p> <p>(3) 撤去処分費 更新後の既存設備の撤去または処分に係る経費</p> <p>※上記に該当しない経費は補助対象外となります。また、上記に該当する場合であっても、次に該当する経費は補助対象となりません。</p> <p>(1) 補助事業の目的に合致しないもの</p> <p>(2) 必要な経費書類を用意できないもの</p> <p>(3) 交付決定前に着手（発注、契約、購入、支払い等）したもの</p> <p>(4) 親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係にある会社、役員を兼務している会社等）に支出する経費</p> <p>(5) リースによる物品の取得に係る経費</p> <p>(6) 消費税等の公租公課</p>
交付金額	交付金額	<p>交付金額は予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内、補助金の上限額は100万円とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。</p>
交付条件		<p>1 この補助金の利用は、1事業者につき1回までとします。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>4 補助対象経費の支払は、現金、現金振込、クレジットカードで支払うこととし、令和6年2月29日までに決済を終え、補助対象設備の所有権を自らが有することとします。ただしクレジットカード(法人名義又は個人事業主の代表名義に限る)での支払いは、一括払いにより令和6年2月29日までに申請者の預金口座から引き落とされているものに限ります。</p> <p>5 事業実施にあたり、各種ポイントや商品券等の還元があった場合は、交付決定額から控除します。</p> <p>6 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した物品を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、移動、転売、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助</p>

		<p>金の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。</p> <p>7 補助事業者は、発注する業者の選定にあたっては、市内事業者（前橋市内に本店・支店を有する者）を対象としなければなりません。</p> <p>8 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、本要項及び交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>
交付申請の方法、時期等 交付申請の手続等	<p>1 申請時期</p> <p>(1) 第1期 令和5年 6月 1日(木)から 6月15日(木)まで</p> <p>(2) 第2期 令和5年10月16日(月)から10月30日(月)まで</p> <p>2 提出書類</p> <p>次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です。</p> <p>(1) 交付申請書（様式1号） (2) 補助事業内容説明書（別紙1） (3) 事業費収支予定内訳書（別紙2） (4) 見積書 (5) 仕様書（カタログなど性能基準がわかるもの） (6) 事前写真（事業着手前の写真） (7) 前橋市の市税に未納のないことを証明する書類（3か月以内のもの） (8) 決算報告書（個人事業主の場合は確定申告書） (9) 履歴事項全部証明書 (10) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>	
交付決定の時期等	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受付終了日（第1期：6月15日、第2期：10月30日）から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p> <p>また、各期における申請金額の合計が予算額を上回った場合には、公開抽選を実施します。なお、抽選実施の有無及び抽選結果等については前橋市ホームページに掲載します。</p>	
実績報告及び補助金額の確定	<p>1 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日以内又は令和6年2月29日までのどちらか早い日までに、次の書類により報告してください。</p> <p>ただし、市長がやむを得ないと判断する特別の事情があると認める場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) 補助事業実績報告書（様式第5号） (2) 事業費収支内訳書（別紙3）</p>	

	<p>(3) 補助対象経費の契約額を証明する書類の写し(請求書等)</p> <p>(4) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し(領収書等)</p> <p>(5) 完成写真(事業完了後の写真)</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>1 確定通知書を受領後、補助金交付請求書(様式第7号)により請求してください。</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
対象事業が変更等となった場合の手続	<p>補助事業者は、補助事業について、次の各項目に該当する変更があった場合、速やかに変更等承認申請書(様式第3号)を提出してください。</p> <p>1 補助対象経費の減額※ 補助対象経費が30パーセント以上減額する場合</p> <p>2 代表者等の変更 代表者及び所在地等が変更する場合</p> <p>3 その他 補助事業の目的及び実施方法等について大幅な変更を希望する場合</p> <p>ただし、交付決定通知書により通知した内容の変更を伴わない軽微な変更については申請書の提出は不要となります。</p> <p>※補助対象経費が増額する場合は、軽微な変更とし、変更等承認申請書の提出は不要となりますが、交付決定額の増額は行いません。</p>
変更等承認決定の時期等	<p>変更等承認申請書を受領した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合 取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、超える部分の金額</p>

様式	申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（様式第1号） 補助事業内容説明書（別紙1） 事業収支予定内訳書（別紙2） 2 交付決定通知書（様式第2号） 3 変更等承認申請書（様式第3号） 4 変更等承認通知書（様式第4号） 5 補助事業実績報告書（様式第5号） 事業収支内訳書（別紙3） 6 補助金額確定通知書（様式第6号） 7 補助金交付請求書（様式第7号）
----	---------	--

別表 1

本事業における中小企業者等は下記の中小企業者、中小企業団体等、その他中小企業等を対象とする。

< 中小企業者 >

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に準じて、以下の通り中小企業者を定義する。

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ 小売業	5 千万円以下	50 人以下
④ サービス業	5 千万円以下	100 以下

※業種の類型については、日本標準産業分類第 13 回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いについて（http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf）を参照のこと。

※資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小企業者とする。

※但し、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

- ・ 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される中小・小規模事業者。（但し、資本金又は出資金が 5 億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。）
- ・ 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 1.5 億円を超える中小・小規模事業者。

< 中小企業団体等 >

以下のいずれかに該当する法人。

- ・ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ・ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

< その他中小企業等（会社法上の会社以外） >

- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外の法人であり、かつ従業員が 300 人以下の法人。

※ 従業員とは、雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者をいう。